

《令和5年11月1日(水)から国税相談専用ダイヤルがスタートしました!!》

これまで、国税に関する一般的なご質問やご相談については、税務署の代表電話に電話いただき、音声ガイダンスの案内により「1」番を選択すると、電話相談センターへつながりましたが、令和5年11月からは、電話相談センターへ直接つながる全国統一の相談専用ダイヤル(0570-00-5901)を導入しましたので、是非ご利用ください。

○ 国税に関するご質問・ご相談は

令和5年11月1日(水) スタート!
国税相談専用ダイヤル

0570 - 00 - 5901
受付時間 平日8:30~17:00 (全国一律料金)
(土日祝日及び12月29日~1月3日を除く。)

電話で解決!

音声案内に沿って、次の「1」~「6」を選択します。
(確定申告期には、「0」確定申告が追加されます。)

- 「1」 所得税
- 「2」 源泉徴収、年末調整、支払調書
- 「3」 源泉所得、相続税、贈与税、財産評価
- 「4」 法人税
- 「5」 消費税、印紙税
- 「6」 その他

・相談内容によっては、所轄の税務署へのご相談をお願いする場合があります。
・税務署、業務センター室からのお尋ねに関するご質問については、所轄の税務署、業務センター室へお問い合わせください。
・上記ナビダイヤルにつながらない場合は、所轄の税務署に電話して音声案内「1」を選択してください。

《自宅等からのマイナンバーカードを利用した「e-Tax」をご利用ください!》

給与所得者等の方が行う「医療費控除」やふるさと納税の「寄附金控除」などの申告に当たっては、簡単・便利なスマートフォンを利用した申告をお勧めしております。

確定申告書の作成に当たっては、国税庁ウェブサイト「確定申告書等作成コーナー」の画面案内に従って入力すれば自動計算され、作成した申告書はスマートフォンを利用して簡単にe-Tax送信(提出)することができます。

なお、マイナンバーカードを利用して、マイナポータルにログインしていただくことで、医療費やふるさと納税などの情報が自動入力されるため、より簡単に確定申告を行っていただくことが可能です。

申告書の作成はこちらから→



《インボイス制度について【個人事業者用】》

免税事業者からインボイス発行事業者になられた方は、消費税の確定申告が必要です。

【確定申告をするための3STEP】

STEP ① 取引関係資料を令和5年9月30日までと10月1日以降に区分

インボイス発行事業者の登録日(令和5年10月1日)以降の申告が必要となるため、請求書や納品書、仕入明細書などの取引関係資料を区分する必要があります。

STEP ② 税率ごと(8%と10%)に区分

売上げや仕入れ等の金額を、税率ごとに区分した帳簿等の保存が必要です。

STEP ③ 確定申告書を作成

課税取引金額計算表を作成すると、申告書の作成がスムーズです。

令和5年分の消費税の申告・納付期限は、令和6年4月1日(月)です。

※個人事業者の消費税の納税は、口座引き落としによる「振替納税」が便利です。

《確定申告の相談および申告書の受付期間について》

確定申告の相談及び申告書の受付は、令和6年2月16日(金)~同年3月15日(金)までです。

※還付申告については、令和6年2月15日(木)以前でも提出できます。

※作成済の申告書等は、郵送または富田林税務署内の窓口で受付を行っております。

富田林税務署の確定申告会場は、「すばるホール 3F(富田林市桜ヶ丘 2-8)」です。

確定申告会場の開設期間は、令和6年2月16日(金)~3月15日(金)です(土・日・祝日を除く)。

ただし、2月25日(木)は、開設します。相談受付時間は、16:00までです。

※入場には「入場整理券」が必要です。国税庁ウェブサイトでご入手方法等の詳細をご確認ください。

※混雑状況によっては、早めに相談受付を終了する場合があります。

※当会場では、ご自身のスマートフォンでの申告書作成を推進しています。

※富田林税務署内には、確定申告会場は開設しておりません。

《キャッシュレス納付については、スマホアプリ納付が利用可能です》

6つのPay払い(〇〇ペイ)から納付手続きが行えます。事前手続き不要で、いつでも場所を選ばずできます。

(留意点)

・アカウント残高を利用した支払方法のみ利用可能なため、事前に利用するPay払い(〇〇ペイ)へのアカウント登録および残高へのチャージが必要です。

・原則として全ての税目で納付が可能です。ただし、印紙を張り付けて納付する場合等、ご利用できない税目があります。

・一度の納付での利用上限金額は30万円です。※利用するPay払い(〇〇ペイ)で設定された上限金額により、利用可能な金額が制限される場合があります。

・領収証書は発行されません。